

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化について

調達関連手続の実態

①入札参加資格審査
(令第167の4、167の5)

②入札の公告
(令第167の6)

③入札
(法234③、令第167の8等)

④契約
(法234⑤)

⑤完了届・検査
(法234の2①、令第167の15)

⑥請求・支払
(法232の4等)

入札参加資格審査

地方公共団体と事業者が個別に対応するものであって、同じ情報を複数団体に提出するようなものではない

各地方公共団体が地域の実態を踏まえて個別に設定。入札への参加を希望する事業者が各地方公共団体に申請

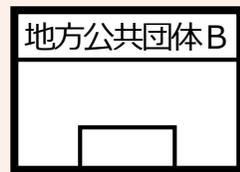
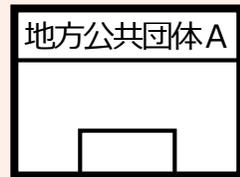
➔ 事業者が、同様の情報を複数の地方公共団体に対して提出

【例】

<事業者>



入札参加資格審査申請



有効期間 : **2年**
 申請時期 : **10月から** 11月
 申請方法 : **郵送**
 申請項目 : 事業者の名称、住所、**A、B、C...**

有効期間 : **決算月の翌月から起算して1年8か月**
 申請時期 : **12月から** 1月
 申請方法 : **申請システム**
 申請項目 : 事業者の名称、住所、**A、D、E...**

申請項目等の例

- ・事業者の名称
- ・住所
- ・代表者氏名
- ・連絡先
- ・営業年数

- ・工事の経歴
- ・ISO認証取得
- ・障害者の法定雇用率達成状況
- ・地方公共団体独自の表彰実績
- ・地域貢献活動の状況
- ・防災協定の締結状況
- ・

全団体共通

独自項目

R3に標準項目を設定

➔ 地方公共団体の調達関連手続の詳細は、財務規則等で規定。

各団体の契約の規模や内容の実態その他の地域の実情が様々であることから、多様となっている。

(参考) 経済団体からの要望

(新経済連盟、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、日本経済団体連合会、日本商工会議所からヒアリング)

- 地方公共団体ごとに異なる様式・項目等を共通化すること
- 署名や押印を見直すとともに、電子申請システム等を整備し、手続をデジタル完結できるようにすること
- 単一の電子申請プラットフォームから申請等を行えるようにすること (ワンスオンリー化)

↔ 全国商工会連合会や全国中小企業団体中央会からは、デジタル化によって、地域の小規模事業者が調達から排除されることのないようにすべきとの意見や、地方自治の観点から、地方公共団体ごとの評価・加点要素を残すことが重要との意見もある。

競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等について

1. 地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目の活用等について(通知) (令和3年10月19日付け総務省通知・要約)

- 規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、各地方公共団体において活用されることを目的として、**地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目及び標準の添付資料（以下「標準項目等」という。）**を取りまとめ。
- 標準項目等を活用することは、**事業者の事務負担の軽減に資すること**はもとより、**地方公共団体にとっても**、事業者の入札参加を容易なものとするにより**最適な事業者の選定に寄与すること**や、これまで各地方公共団体が自ら対応していた項目等の見直し作業に係る事務負担が軽減されること等の効果が期待されることから、**標準項目等を積極的に活用するよう要請**。
- 併せて、新型コロナウイルス感染症のまん延防止や行政サービスの効率的・効果的な提供の実現等の観点から、**競争入札参加資格審査申請の電子化・オンライン化について検討すること**や、競争入札参加資格審査申請書に加えて、**見積書や請求書等の支出根拠書類の押印の見直し等にも取り組むことを要請**。

2. 標準項目等の概要

- 国の項目等を参考として以下の3通りの標準項目等を策定。

	標準項目の種類	標準の添付資料
1	建設工事	営業所一覧表、総合評定値通知書の写し、納税証明書、委任状
2	測量・建設コンサルタント等	営業所一覧表、登記事項証明書、登録証明書等、財務諸表類、納税証明書、委任状
3	物品製造・役務の提供等	
その他	競争入札参加資格審査申請書 記載要領	

- 地方公共団体において、必要最低限独自に追加する項目がある場合には、「追加項目等一覧」を策定し公表する。
- 各地方公共団体における標準項目のシステムへの反映に資するよう、「入力フォーム例」を策定。

様式1(共通様式)

01 新規 更新	02 受付番号※	04 法人番号	取得年月日 年 月 日
03 業種コード	05 建設業許可番号	06 連絡組合説明 番号	

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書

令和何年度において、(申請先地方公共団体)で行われる入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 年 月 日

(申請先地方公共団体首長)殿

07 本社(店)郵便番号 - 市区町村 町名番地

08 本社(店)住所

フリガナ

09 番号又は名称 ()

10 代表者役職

フリガナ

11 代表者氏名 名: 姓:

12 本社(店)電話番号 - - セイ: メイ:

13 担当者 部署名(所属名): 氏名: 姓: 名:

14 担当者郵便番号 - 市区町村 町名番地

15 担当者住所

16 担当者電話番号 - (内線番号) ※本社(店)2回の場合には、(本社と同じ)と記載

17 担当者メールアドレス @

(18 代理申請時使用欄)

18 申請代理人氏名 セイ: メイ:

姓: 名: 行政書士登録番号

郵便番号 - 市区町村 町名番地

住所

電話番号 - -

メールアドレス @

19 外資状況

<input type="checkbox"/> 1 外資なし	<input type="checkbox"/> 2 外国籍会社 【国名: <input type="text"/> 】	<input type="checkbox"/> 3 日本国籍会社 【国名: <input type="text"/> 】	<input type="checkbox"/> 4 日本国籍会社 【国名: <input type="text"/> 】
	(外資比率: 100%)	(外資比率: <input type="text"/> %)	(外資比率: <input type="text"/> %)

20 営業年数 年 (合併等後 年 ヶ月)
↑建設工事の競争入札参加資格申請において、合併等から経営事項審査の基準日までの期間が5年未満の場合に記載。

21 常勤職員の人数(人)

①技術職員	②事務職員	③その他の職員	④合計	⑤役員員等(④の内数)
<input type="text"/>				

22 設立年月日(和暦) 年 月 日

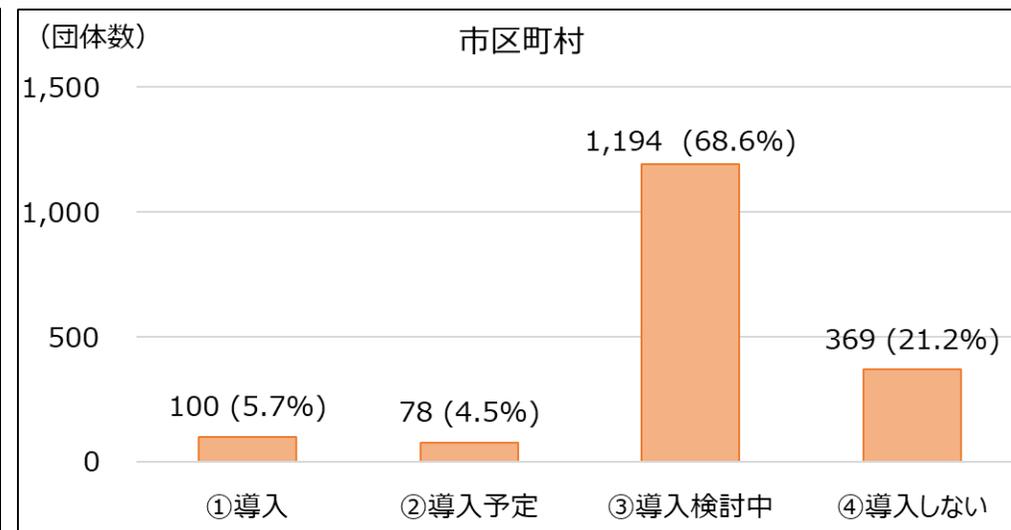
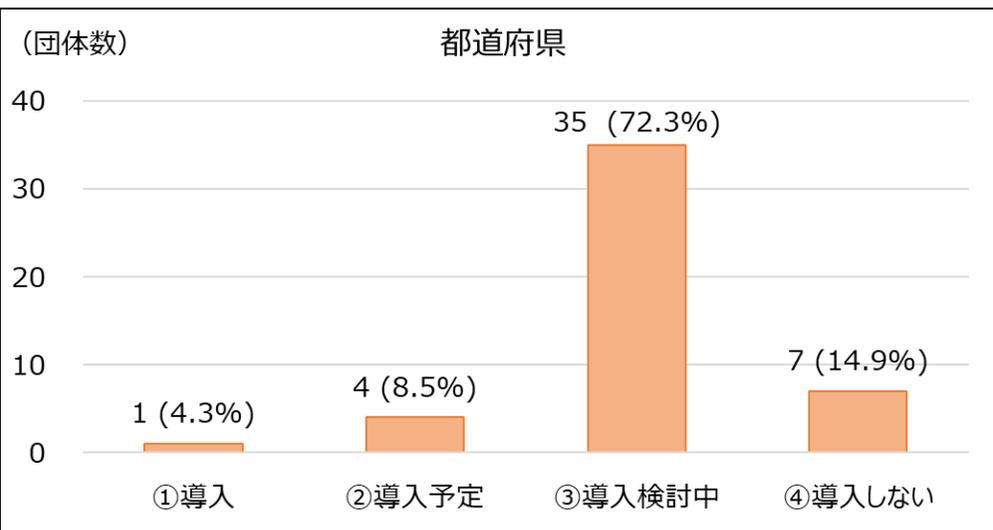
23 みなし大企業 下記のいずれかに該当する 該当しない

- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと。

競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の導入状況（令和4年7月時点）

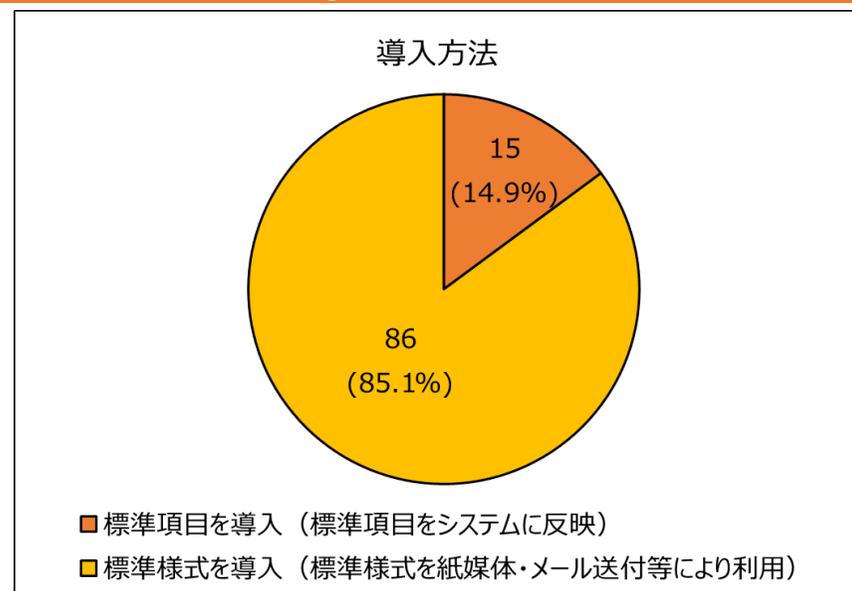
① 導入状況



【導入済】 三重県

【導入予定】 愛媛県、高知県、熊本県、大分県

② 導入方法



■ 標準項目を導入（標準項目をシステムに反映）

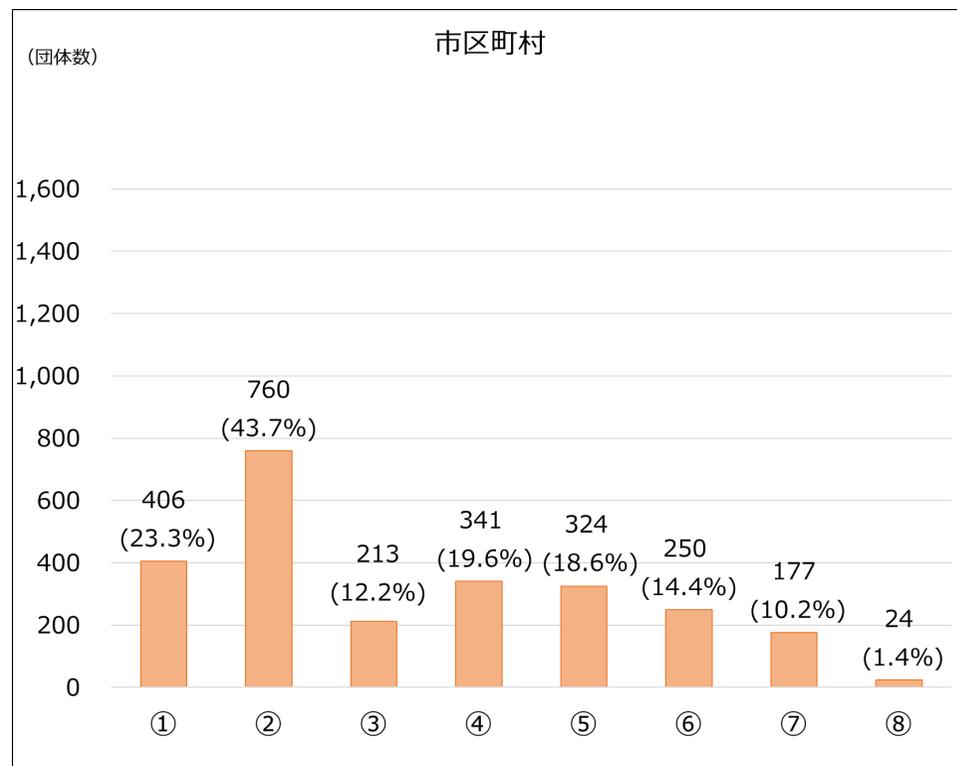
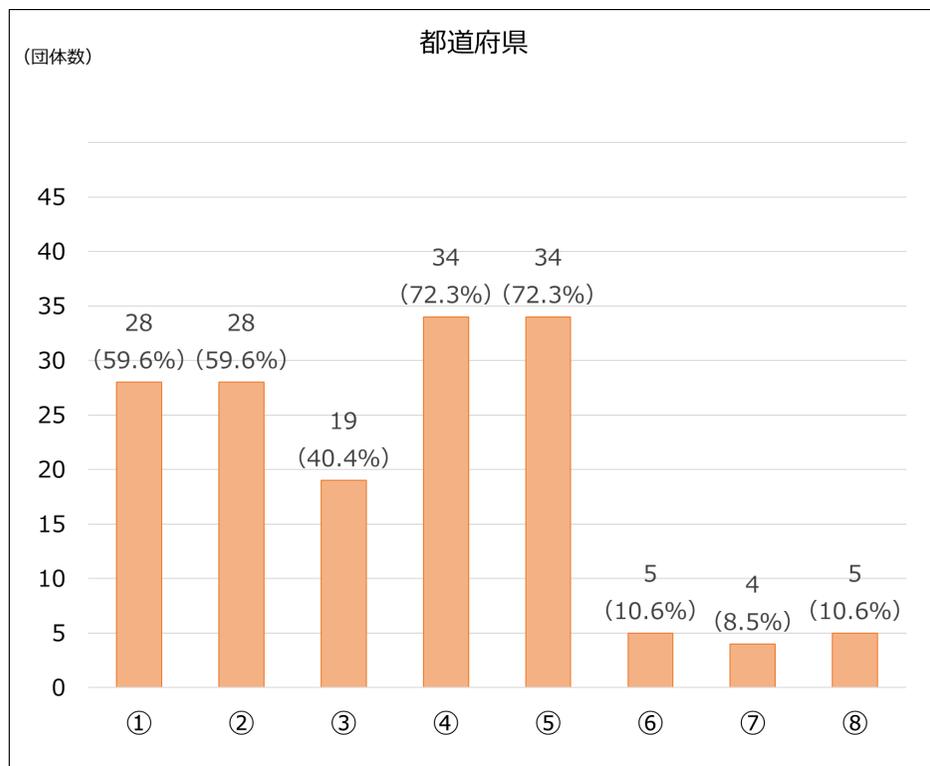
■ 標準様式を導入（標準様式を紙媒体・メール送付等により利用）

調達関連手続の電子化・オンライン化の状況①

- 調達関連手続（物品製造等）に係るシステムの構築は、都道府県においては、④案件情報公開（72.3%）、⑤電子入札（72.3%）が比較的進んでいる一方で、⑥契約書の管理（10.6%）等、その他のシステムについては十分に進んでいない。
- また、市区町村においては、いずれのシステムについても構築が十分に進んでいない。
- ※ なお、経済団体からは、一連の調達関連手続について、共通システムやポータルサイト等を通じて行うことができるようにするよう求める声があるところ。

【システム構築の状況（物品製造等）】

※ 競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況に係るフォローアップ等調査の結果（令和4年12月総務省）を基に作成



【凡例】

- ① 入札参加資格審査システム等
- ② 事業者登録システム等
- ③ 見積書の管理等に関するシステム等（契約管理システム等）
- ④ 案件情報公開システム等
- ⑤ 電子入札システム
- ⑥ 契約書の管理等に関するシステム等（契約管理システム等）
- ⑦ 請求書の管理、支払管理等相关するシステム等（契約管理システム等）
- ⑧ その他（例：財務会計システム、土木設計積算システム、建設情報共有システム、電子納品保管管理システム等）

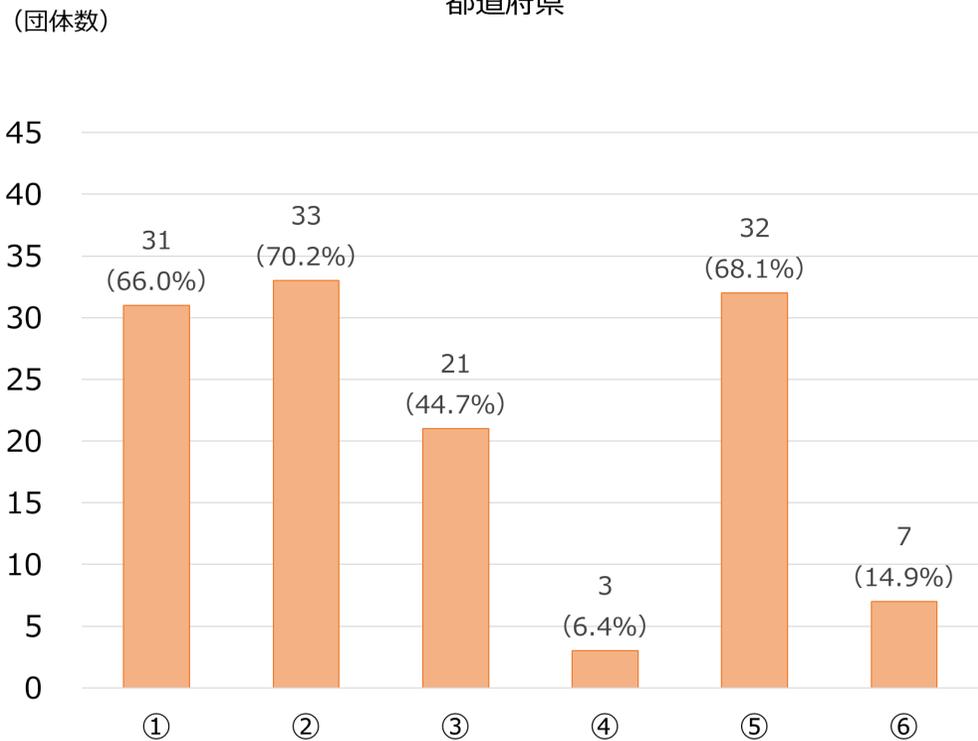
調達関連手続の電子化・オンライン化の状況②

- 地方公共団体の調達関連手続のうち、④契約の締結については、法令上、書面で手続を行う場合に記名押印が必要とされている。契約内容を記録した電磁的記録を作成して電子署名を講ずる場合には、記名押印は不要となるが、契約の締結において押印を見直した（電子契約を導入した）地方公共団体は、都道府県・市区町村ともに少数に留まっている。
- その他の手続については、法令上、記名押印について規定されていないところ、都道府県においては、①入札参加資格審査申請、②見積書等の提出、⑤請求書の提出に係る押印の見直しが進められてきているが、市区町村においては、いずれの手続についても押印の見直しが十分に進んでいない。

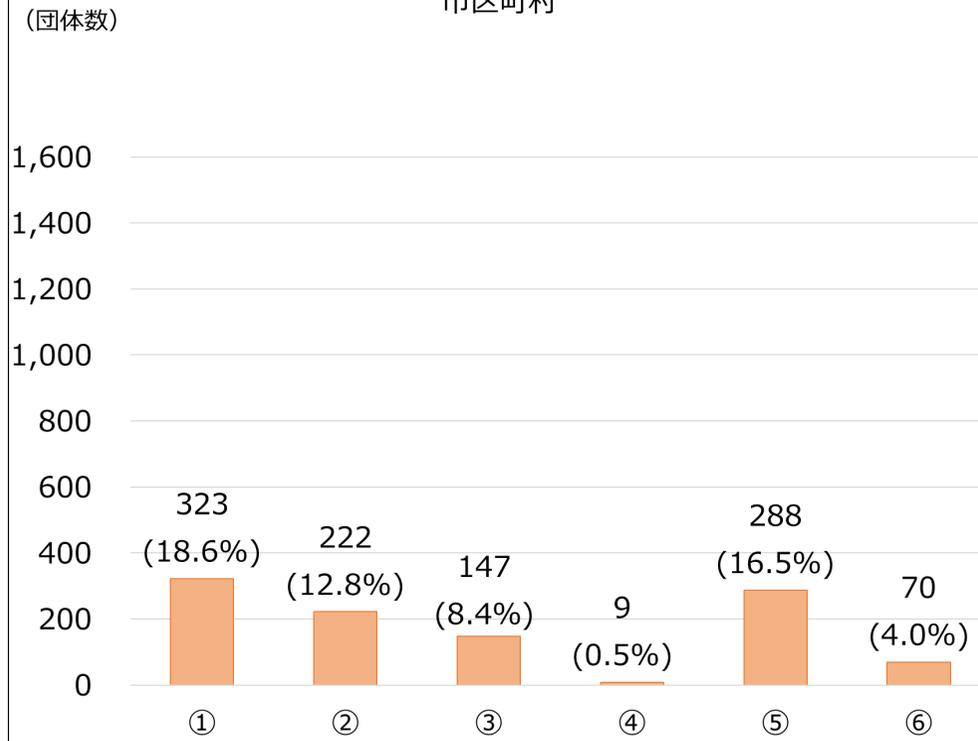
【押印の見直しの状況（物品製造等）】

※ 競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況に係るフォローアップ等調査の結果（令和4年12月総務省）を基に作成

都道府県



市区町村



【凡例】

- ① 入札参加資格審査申請（申請様式や必要書類）
- ② 見積書の提出（見積書等）
- ③ 入札（入札書等）
- ④ 契約の締結（契約書等）
- ⑤ 請求書の提出（請求書等）
- ⑥ その他

規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）（抄）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
4	地方公共団体の調達に関する一連の手の続のデジタル化	<p>a <u>総務省は、地方公共団体の調達に関する一連の手の続について、形式的に書面、押印の電子化を図るのではなく、機械可読な形式で電子化を図ることやワンスオンリーを実現することにより、地方公共団体・事業者双方にとっての利便性を向上すべきとの意見があることを踏まえ、当該手の続の標準化等について、地方公共団体における当該手の続のデジタル化の状況や国における情報連携の基盤整備の進捗等の動向を考慮しつつ、地方公共団体や民間事業者等からの意見を聞きながら、今後の取組の方向性に係る検討を速やかに行い、一定の結論を得る。</u>また、総務省は、地方公共団体において、競争入札参加資格審査申請に係る標準項目が十分に普及するよう、継続して必要な措置を講ずる。</p> <p>b 総務省は、地方公共団体の公共調達関連に係る書面、押印の取扱いについて、令和4年12月に取りまとめた「競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況に係るフォローアップ等調査の結果」を踏まえ、書面、押印を継続して求めている地方公共団体に対して、速やかな書面、押印の見直しを引き続き求めることとする。</p>	<p>a : (前段) <u>令和5年中に今後の取組の方向性を取りまとめる、</u> (後段) 継続的に措置</p> <p>b : 速やかに措置</p>	総務省

新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会について

開催趣旨

これからの社会経済情勢の変化に地方公共団体が即応していくため、地方公共団体の政策形成手続や行政運営をはじめ社会経済活動全般の効率化を図る観点から、地方財務会計制度全般の見直しについて幅広く議論を行うことを目的として「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」を開催する。

構成員

座長 高橋 滋	法政大学法学部教授		
石川 恵子	日本大学経済学部産業経営学科教授	木村 琢磨	千葉大学大学院社会科学研究院教授
大脇 成昭	九州大学大学院法学研究院教授	小西 敦	静岡県立大学経営情報学部教授
片桐 直人	大阪大学大学院高等司法研究科准教授	建部 雅	成蹊大学法学部教授

開催状況

【令和4年】

11/22 調達関連手続の現状と課題①

【令和5年】

3/29 調達関連手続の現状と課題②（経済団体ヒアリング）

5/11 調達関連手続の現状と課題③（ベンダー事業者ヒアリング）

9/14 調達関連手続の共通化・デジタル化に係る今後の議論に向けた論点整理

10/17 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた論点と考え方

11/1 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた取組の方向性（報告書試案）

11/30 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた取組の方向性（報告書案）

新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会報告書（概要）

1. 調達関連手続についての現状認識と取組の必要性

- 調達関連手続の詳細は、地方公共団体の財務規則等で規定。この結果、地方公共団体は、地域の実情を踏まえて契約を締結することが可能となっている一方で、様式・項目等が地方公共団体ごとに異なっている。また、オンライン化も十分には進んでいない。
- 総務省においては、令和3年に入札参加資格審査申請の標準項目等を取りまとめ、地方公共団体にその活用及び申請の電子化・オンライン化を助言。
- 社会全体のDXが求められる中、地方公共団体・事業者の事務処理の効率化や利便性の向上を図る観点から、調達関連手続のデジタル完結・ワンズオンリー化を実現することが重要。様式・項目等の共通化についても、さらに踏み込んだ取組を行う必要。

2. 共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性

以下の取組の方向性について、地方公共団体の意見を聞きながら、具体化に向けた検討を進めることが考えられる。

様式・項目等

入札参加資格審査手続

- ワンズオンリー化の実現に向け、様式・項目等の共通化について踏み込んだ取組が必要。
➔ ①に加えて②を任意に選択して設け、必要に応じて③を設定可能とする

令和3年標準項目

- ・事業者名称、住所、代表者氏名
- ・営業年数
- ・建設業許可番号 等
- ・工事の経歴
- ・ISO認証取得
- ・障害者の法定雇用率達成状況
- ・地域貢献活動の状況
- ・防災協定の締結状況
- ⋮

標準項目を設定
→ 全
団
体
共
通

今後の取組

- ・事業者名称、住所、代表者氏名 ①
- ・営業年数
- ・建設業許可番号 等
- ・工事の経歴 ②
- ・ISO認証取得
- ・障害者の法定雇用率達成状況 等
- ・地域貢献活動の状況 ③
- ・防災協定の締結状況
- ⋮

多数の団体が設定
→ 新
た
に
共
通
化

※ 契約の適正な履行を確保する観点から、地方公共団体が、事業者の能力等を判定するため、必要な範囲内で項目等を設定できるようにする必要

➔ 申請方法（申請時期・受付方法等）の共通化を促す

※ かつて、地方公共団体や事業者の事務負担を増加させないよう考慮する必要

システム

- オンライン化を促すとともに、共通システムの整備については、都道府県単位で共同システムを整備する方法（14の府県で実績）や、国の政府調達関連システムの機能を地方公共団体が活用する方法、全地方公共団体共通のシステムを整備する方法が考えられるが、実現可能性を含めて、地方公共団体の意見を聞きながら具体的な検討が必要。
※ 様式・項目等の共通化が前提。

入札参加資格審査以降の手続 〔入札公告、入札、契約、完了届、請求等〕

- 入札参加資格審査申請と異なり、入札や完了届の提出等は、地方公共団体と事業者が個別に対応するものであって、同じ情報を複数団体に提出するようなものではない。
- 一方で、積極的に差異を設ける必要性も大きくはない。
- ➔ 広域で又は全国的に共通システムを整備することを前提として共通化することも考えられる

3. 今後の取組の進め方

- 総務省・地方公共団体でワーキングチームを立上げ。各省庁の取組とも連携して、共通化する具体的な様式・項目・申請方法等やデジタル化の方法を検討。

- メリットや必要性（システム整備・運用コストの抑制、入札不調・不落の減少等）が地方公共団体に十分認識されるよう周知することが重要。その際、経済団体やベンダー事業者の協力を得ることが重要。

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会（概要）

1. 検討会の趣旨・目的等

- 社会全体のデジタルトランスフォーメーションが求められる中で、地方公共団体の調達関連手続についても、**地方公共団体ごとに異なる項目等を共通化**することや、**デジタル完結・ワンズオンリー化**を実現していくことが要請されている。
- 地方公共団体及び事業者の事務処理の効率化や利便性の向上を図る観点から、
 - ・ 入札参加資格審査の申請項目等や申請方法等の共通化
 - ・ 広域又は全国的な地方公共団体共通の調達関連システムの整備等のデジタル化の方法 等**調達関連手続の共通化・デジタル化に係る取組について検討するため、検討会を開催する。**

2. 検討会の構成

メンバー 愛知県、滋賀県、千葉市、盛岡市、町田市、福岡県粕屋町、関西広域連合、山梨県市町村総合事務組合、総務省

オブザーバー 全国知事会、全国市長会、全国町村会、内閣府（規制改革推進室）、デジタル庁

※ 調達関連手続の共通化・デジタル化に係る取組について**具体的な検討を行うため、部会を開催する。**

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会

項目・申請方法等 検討部会

※ 調達関連手続の項目等や申請方法等の共通化
に関し具体的な検討

システム検討部会

※ 調達関連手続のデジタル化に関し具体的な検討

検討会における当面の検討の進め方

1. 当面の検討の内容

- 調達の種類には、建設工事、測量・建設コンサルタント、物品・役務等があるが、地方公共団体ごとの項目等の状況や国における共通システムの整備状況を踏まえ、**まずは、物品・役務等から以下に係る検討**を行うこととする。
 - ① 入札参加資格審査申請に係る共通の項目等
 - ② 入札参加資格審査申請に係る共通の申請方法等
 - ③ 広域又は全国的な地方公共団体共通の調達関連システムの整備の方向性

2. 当面の検討の進め方（案）

- 地方公共団体において幅広く用いられる項目・申請方法等や調達関連システム等とするため、地方公共団体の具体的な事務処理の方法や体制等、現場の実態を踏まえて検討する必要があるのではないかと。
- このため、当面、**部会において項目・申請方法等、システム整備の方向性等の案を作成した上で、全地方公共団体に意見照会**を行いながら、検討を進めることとしてはどうか。

項目・申請方法等 検討部会

- ① 共通化の取組の**方向性の検討**
※ 報告書で提示された共通化の取組案も踏まえて検討
- ② 共通の項目・申請方法等の**たたき台の作成**
- ③ 全地方公共団体への**意見照会①**
- ④ 共通の項目・申請方法等の**案の作成**
※ 意見照会の結果を反映
- ⑤ 全地方公共団体への**意見照会②**

システム検討部会

- ① **システム整備の在り方の検討**
※ 報告書で提示された共通システム案も踏まえて検討
 - i 都道府県単位での共同の調達関連システム
 - ii 国の政府調達関連システム（地方公共団体が活用）
 - iii 新たな全地方公共団体共通の調達関連システム
- ② 全地方公共団体への**意見照会**
- ③ **システム整備の方向性の検討**
※ 意見照会の結果を反映

(参考) 国の調達関連手続の状況について

- 国の調達関連手続のうち、「**物品・役務**」の調達手続については、**各省庁共通の「政府調達関連システム」**によって行われている。
- 「**公共工事**」のうち、**入札参加資格審査申請の受付**については、国土交通省をはじめとする公共工事の発注が多い省庁においては、これらの省庁が共同で運営する「**インターネット一元受付システム**」により行われており、その他の省庁においては、各省庁の個別システムや郵送等により行われている。また、**入札参加資格審査以降の手続**については、**各省庁の個別システム等**により行われている。

物品・役務（政府調達関連システム）

- **政府調達関連システム**は、①入札参加資格（全省庁統一資格）の申請受付・審査、入札、契約、検査、請求業務に係る機能を提供する**電子調達システム（GEPS：ジープス）**と、②電子調達システムのフロントエンドとして調達情報の公表・案件検索・利用者管理の機能を提供する**調達ポータル（PP：ピーピー）**で構成されている。
- 事業者は、調達ポータルを通じて全省庁の調達案件の閲覧、電子入札、電子契約、請求等に係る手続をオンラインで行うことが可能となっており、また、各省庁においても、調達に係る入札参加資格審査、入札の公告をはじめとする調達関連手続を電子調達システム上で行うことが可能となっている。
- ※ なお、国の調達ポータル上の案件情報に、地方公共団体の調達案件を掲載する機能は実装されている。（現状、活用はされていない。）

公共工事（インターネット一元受付システム等の各省システム）

- 公共工事の調達については、物品・役務の調達のように、全省庁共通の統一的なシステムが構築されておらず、入札参加資格審査については、公共工事の発注が多い省庁（国土交通省、農林水産省、文部科学省等）において、**インターネット一元受付システムで共通で受け付けて**いる。
- インターネット一元受付システムで受け付けた申請データ（申請項目、必要書類）については、システムを管理する委託業者が、申請先の省庁ごとにとりまとめて各省庁にメール等で各省庁に送付しており、各省庁においては、当該データを基に個別に審査をしている。（各省庁においては、共通の申請項目・必要書類に追加して、各省庁個別に追加の申請項目、必要書類の提出を求めている。）

(参考) 国土交通省の建設工事の例

入札参加資格審査をインターネット一元受付システム、入札の公告から開札までを電子入札システム（国土交通省の個別システム）、契約から支払までの手続を電子契約システム（デジタル庁が省庁に提供しているシステム）で行っている。